

JBIC 及び NEXI の原子力関連プロジェクトにかかる
情報公開指針（仮称）作成に関するコンサルテーション会合
（第 9 回会合）
2017 年 9 月 7 日（木）
（14:00～16:00）
国際協力銀行本店 9 階講堂

【司会】 これより、国際協力銀行および日本貿易保険の原子力関連プロジェクトに係る情報公開指針作成に関する第 9 回コンサルテーション会合を開催させていただきます。本日はお忙しい中、またお足元の悪い中お越しいただきありがとうございます。私、JBIC の経営企画部の橋山が司会を務めさせていただきます。

前回 8 月 29 日に開催をいたしました第 8 回コンサルテーション会合におきまして、指針案につき JBIC、NEXI から説明を行い、その後に議論を行っておりましたが、時間が 2 時間を超えたため、途中で議論を終了してございます。今回はその続きを行えればと考えております。なお、この会合の議事録は、透明性確保の観点から、後日、公開させていただきます。一方、ご出席いただいている皆さまのプライバシーを確保する観点から、映像や写真の撮影は控えていただければと存じます。録音は構いませんが、音声自体の公開は控えていただくようお願いいたします。また、ご発言の際は挙手いただき、先にお名前、所属をおっしゃってからご発言いただければと思います。ただし、匿名を希望される場合は匿名でご発言いただいて構いません。議事録だけ匿名を希望される場合は、その旨、付言していただければ、議事録は匿名で公開をさせていただきます。自由闊達な議論を確保する観点から、皆さまにおかれましても、この匿名希望の場合の扱いを守っていただくようお願い申し上げます。

本日、時間は 14 時から 15 時 30 分までの 1 時間半を予定してございますけれども、2 時間ルールで、状況を見ながら 16 時まで延長する可能性がございまして、あらかじめ申し上げます。進め方につき、補足があればお願いいたします。

【国際協力銀行 大矢】 国際協力銀行の大矢でございます。本日もよろしくお願いたします。補足でございますけれども、前回の第 8 回コンサルテーション会合で情報公開指針案についてわれわれから説明をしましたが、時間切れとなりました。本日は、若干繰り返しの部分もあるかもしれませんが、前回いただいたご質問やコメントに対するわれわれの考えというものを、まず包括的にご説明して、その上で議論というふうに思っています。

一応、説明としては 7 点ほどさせていただきたいと思っております。一つが貸し出し停止の内容です。前回に追加質問いただいたものでございます。二つ目として、前文に『福島』の言葉を入れるかどうか。三つ目として、指針の 8 ページですけど、『入手可能性』の

文言、これが適切かどうかという話。四つ目としてタイミングです。タイミングを明示したほうがいいんじゃないかという点。五つ目として、項目自身をもっと拡充したほうがいいのではないかという点。六つ目として、英語での公開の話。七つ目として、協議記録の公開。

この7点について、前回お話がありましたので、われわれのほうから、まず説明をさせていただきます。補足は以上でございます。

【司会】 それでは早速始めたいと存じます。まずはJBIC、NEXIより、ご説明をお願いします。

【国際協力銀行 大矢】 JBIC大矢でございます。まず、一つ目の貸し出し停止の話でございます。これは8月の29日、前回のコンサル会合でご質問をいただきました。その前に質問をいただいて、その質問に答えて、われわれのほうから、2012年4月から2017年6月までを調査した結果、貸し出し停止等の権利発動を行った案件が1件あるとご報告させていただきましたが、その内容は一体何なのかと追加質問頂いた話でございます。これは許認可の関係でございます。本コンサル会合は個別案件について議論しないという前提で行っておりまして、もともと件数についてお答えして、それに追加でということで、若干微妙なところではあったんですけど、強いご要望をいただきましたので、以上のとおりお答えさせていただきます。これでご理解いただければと思っております。それが一つ目。

二つ目ですけど、前文に福島 of 文言の追加ということですけども、これは、もともと安全ということをわれわれの指針に書くのかというのは、これは安全確認の指針ではなくて、安全確認は政府の役割という中で、あくまで情報公開の指針なので、ということで議論があったところでございますけれども、ただ、前文の中に姿勢として入れるということでご提示をしていた。これにさらに福島を追加ということですけども、これについては、もともとのわれわれの立場からすると慎重な検討は必要かと思うんですけども、われわれ事務方としては、前書きの4パラの所に若干の文言を追加する方向で調整をしたい。具体的には、JBICバージョンの1ページですけども、『当行は、東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ』という文言を入れることを検討してみたいと思っております。それが二つ目でございます。

三つ目でございますけれども、入手可能性の文言、これはどこの話をしているかということ、JBICバージョンで言えば8ページの(2)の情報公開の個別プロジェクトのところで、『プロジェクトの特性に応じ、関係するステークホルダーに対する以下の情報の入手可能性と提供』とある。これに対して、入手が可能かどうかを機械的に判断して、それで進んでいってしまうリスクがあるご指摘頂いた。確かに提供という言葉がありまして、入手可能性という言葉は英語の Available というイメージでわれわれは書いたんですけども、むしろ誤解を招くというご指摘はそうかなと思いましたので、入手可能性という言葉につい

ではコメントを受けて削除したい思っております。

四つ目ですけれども、タイミングを明示してほしいというところですが、基本的なわれわれの発想としては、各国によって制度は同じじゃない、情報公開が求められるタイミングが同一ではないために、一律のタイミングの設定は必ずしも望ましくない。加えて、情報公開配慮のうち、重要な項目についてはモニタリングを通じて実施結果の確認を行うことで対応している、それが基本的なわれわれの考えでございます。それが原則ですけれども、片括弧で四つ書いているうちの『立地および建設計画』については、基本的にはその大宗が、建設が始まる前までに情報公開が行われているものと考えられますので、これについては、基本的に融資等を意思決定、あるいはNEXIの場合だと内諾の可否等の意思決定を行う際にレビューすることを原則としたい、その趣旨の文言を挿入することを、事務方として検討したいと思っております。

それから、3)の『環境影響評価』の所ですね。これについても意思決定の前に確認をすることになりますので、原則として、われわれが意思決定を行うときにレビューをすることで考えたいと思っております。そうすると、中の項目でも若干いろいろあると思うんですけども、ある程度時系列を意識する形で、今の(2)と(3)を入れ替えてもいいのかなと。環境影響評価というのを、今、3)で表していますが、8ページの下に示していますが、それを(2)という形で(3)と入れ替えてもいいのかと思っております。これは実質には影響ないのでお任せいただければと思いますけど、順番入れ替えもあるかと思っております。

次に新しい括弧3の、緊急時の準備と対応計画です。これについては、要素としては複数あると思っていて、その要素が複数である部分は項目の拡充という次の話でもちょっと触れる、これは、佐藤さんから触れていただきますけれども、その要素のうち、避難計画ですね。避難計画については、われわれの理解では、原子力安全条約16条で、『締約国は、原子力施設のための敷地内および敷地外の緊急事態計画が準備されることを確保するため、適切な措置をとる。この計画は、新規の原子力施設については、当該施設の運転が規制機関によって同意された低い出力の水準を超える水準で行われる前に、その準備および試験が行われる』と規定されていて、タイミングとしては建設開始時の前というよりも、操業開始前までの準備がうたわれている。

JBIC、NEXIの意思決定は、基本的には、物理的に工事で必要になるお金を用意することが通常ですので、避難計画についてもできていることを前提にすると、資金ニーズに間に合わないような形になる。だから情報公開の確認をやらないということではなくて、冒頭に申し上げたモニタリング事項としてフォローされるべき性格のものかと思っております。もちろん、細かく言えばいろんなレベルがあるのかと思っております。皆さんの中には、私より専門の方、たくさんいらっしゃると思いますけれども、日本においても、中央防災会議の決める防災基本計画、これは当然、国の計画として既にできておりますし、あと、原子力規制委員会がつくった原子力災害対策指針、これも既にできているということ。平

成 24 年 10 月にまずつくられて、平成 29 年 7 月に改正されているものが直近だと思うんですけど、存在しているものもある。

あと、日本の場合、地方公共団体が地域防災計画の中で避難計画をつくっていく。さらには事業者が防災業務計画を作ると理解しておりますけれども、例えば、その事業者の防災業務計画は保安規定の認可申請までに作成するというので、タイミングとしては、やはり建設が始まる前というよりも、運転の前ということでございます。

ちょっとごちゃごちゃ申し上げてしまいましたけれども、言わんとしているのは、日本の国内においてもいろんなレイヤーがある中で、タイミングというのはいろいろであると。非常に大きい方針のようなものは、建設より前というか、国として、そもそも制度をずっと以前に作っている場合があるけれども、より細かい点というのは、タイミングが運転前というのも相当程度ある中で、ましてや、さまざまな国に適用される本指針が、あまりにも一律になるのは好ましくない。

ただ、そうは言っても、もともとの 1) 3) 立地の部分と環境影響評価については、原則として建設の前というか、われわれの意思決定を行うときとしたい。これは皆さんからも強いコメントがあって、われわれも挿入は可能かと思うので、そういう方向で考えたいと思っているということでございます。以上がタイミングの話です。次の項目の拡充については NEXI の佐藤さんをお願いできればと思います。

【日本貿易保険 佐藤】 日本貿易保険の佐藤でございます。大矢さんのご説明に引き続きまして、今、大矢さんのほうから説明された指針で申しますと、第 2 部の 1.(2)の『個別プロジェクトにおける情報の提供』ということになるかと思いますが、こちらのほうに四つほど、今、私どもの案では記載しておりますけれども、ここの部分についての拡充の検討ということで、われわれの考えを説明させていただければと思っております。

ここの部分につきましては、NGO のかたがたからのご提言もいただいております。前回の会合でのご意見で、より具体的な項目を記載すべきだということや、その項目として日本の設置許可申請において必要とされるものを中心としたものがご提示されておまして、そのような内容を入れるべきではないかというご提言がありました。

先回、私どものほうからは、ご提言の内容と、私どもの指針の案とは結果的には大きな差はないんじゃないかと申し上げました。ただ、アプローチの仕方はちょっと異なる点があり、項目とか名前の付け方は国ごとによって差があって、詳細で一律な記載としてみようと、存在しないものを求めてしまうようなこともあって、かえって実行性をそいでしまうんじゃないかということから、われわれのような大きくりとした記載のほうがいいんじゃないかという考え方を述べさせていただきました。考え方として、現状でも、あまり詳細な記載というのはしないほうがよいという考え方は、私どもとしても依然として持つてはおりますけれども、ご提言の内容を受け、その上で実行性をそがないような形で何らか記載ができないかということを考えてみたところであります。

ご提言の記載内容そのものということではなくて、もう少し、この部分について項目をまとめることはできないかという観点でご提言の内容を確認させていただきました。今、お手元に NGO の皆さんからのご提言、8月16日付のものがあればご覧いただければと思うんですが。

例えばですけれども、1.2)の所でございますけれども、一番目の所にある発電用原子炉の型式、熱出力、基数だとか、一つ飛んで、発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造、設備というのは、言うなれば施設の基本計画ということではないか、こういったものを『施設の基本計画』というくりにしてはどうだろうかということ。その下の所になりますけれども、事業地の境界、括弧して周辺監視区域うんぬんという所がありますし、その下の所は事業実施地周辺の立地条件で、その下には事業地周辺の現在の人口、将来の人口予測ということがありますが、こういったものを少しまとめてみると、『立地条件』という形で項目としてまとめられるんじゃないかと考えたところです。このような考え方で少し私どものほうで整理して、私ども事務方としてはこれからご説明するような形で、例示していくことで書き込めないかということを検討しているところでございます。

具体的には、最初の立地および建設計画という所でありまして、この部分、一番最初の重要な部分ということになるんですけれども、先ほど冒頭に申し上げましたように、施設の基本計画、これは発電用原子炉の型式、熱出力、基数などの基本的な仕様が含まれると思っておりますけれども、『施設の基本計画』ということで、一つ例示ができるのかと思っております。もう一つ、立地条件、先ほどご説明したようなところです。事業地の境界、周辺の立地条件といったもの、そういったことを『立地条件』ということで二つ目の例示をできればと思っております。

三つ目の例示として、『施設の安全と重大事故拡大防止策』という形で項目の記載ができないかと思っております。これは、例えば、施設の安全ということであれば、ご提言の中に、1ページめくっていただいた2ページ目の所にあるかと思っておりますけれども、原子炉施設の安全設計とか、全交流動力電源喪失対策設備の信頼性度。あとは、重大事故拡大防止策という点では、重大事故（シビアアクシデント）等の拡大防止等というようなことがありまして、こういったものを総括するような形で施設の安全、重大事故拡大防止策ということを実例の一つとして加えられないかと考えているところでございます。

また、『外部事象等による損傷防止策』ということを実例できないかと考えております。こちらのほうもご提言の中の所でいくつかございますけれども、地震による損傷の防止策だとか、火災、津波等記載がございまして、こういったものを合わせた形で、外部事象等による損傷防止策ということで追記を考えているところでございます。

あとは、建設計画という項目に関しては、『工事に関する計画』、提言には具体的な工事計画書というのがありますけれども、こちらの中で、工事に関する計画ということで一般化して記載をしてはどうかと考えております。

先ほどの大矢さんの説明とも若干関係しますけれども、日本の場合は、工事計画書は設

置許可申請の後に手続きが行われることになっておりまして、設置許可申請の後のプロセスということになっているんですけれども、並びとしてはこの部分に入れておくのが一番しっくりくるのではないかと考えております。もちろん、国によってそれぞれ考え方が違いますので、そこはそれを勘案してということになるかと思えますけれども、例示として入れるとしたらここだろうということ考えているところであります。

それから、2)ですけれども、緊急時の準備と対応計画、これ、先ほど2)と3)を入れ替えようかという話がありましたが、取りあえず、今、現状の案で2)となっていますので、2)ということでご説明いたしますが、ここの部分につきましては、例示として入れる内容として『通知、避難に関する計画』というようなことを入れてはどうかと考えております。これも提言の中で、地域コミュニティへの連絡・通報に関する計画だとか、事業者や地方自治体等が作成した避難計画、がございますので、これをまとめたような形での通知、避難に関する計画ということ。あとは『保安に関する計画』、これは緊急時の準備と対応計画の内容に相当するのということもあまして、保安に関する計画も例示として入れたらどうかと考えております。

それから、現状の3番目として環境影響評価でございますけれども、これについては、前回ご説明を差し上げたときに、こちらのほうに放射線の管理に関するものが入ってくる可能性があるというお話をしました。それに対して満田さんのほうからは、これに入ってくる可能性はもちろんあるかもしれないけど、内容的には薄いものになっている可能性があり、別の所で評価されている可能性があるというご指摘もいただいております。ただ、中身として入ってくる可能性があるということで、ここの部分の内容の例示ということで、『放射線の管理』ということで付け加えさせていただくことを検討しております。ただ、今ご説明したように、必ずしもここに入らない場合もあるということ、日本の場合はここに入らない事例の一つになるかと思えますけれども、そういったことが分かるように、『立地および建設計画に含まれる場合もある』という趣旨を注記として書いてはどうかと検討しております。

最後の4)ですけれども、使用済燃料及び放射性廃棄物管理計画ということでございますけれども、これについては項目そのものの名称が内容としてかなり明確なので、特にブレイクダウンは不要かと考えております。以上が項目の部分についての考え方でございます。

次ですけれども、前回も議論になったものですが、英語についての資料の公開でございます。これについては、前回、NGOの方からのご意見や、われわれの考えを述べさせていただいております。ガイドラインをお持ちであればご覧いただければと思うんですけれども、例えば、JBICさんの環境ガイドラインになりますけれども、冊子の3ページ目に、第1部の1.の所に、『当行の環境社会配慮確認に係る基本方針』ということでいくつか書いてあるんですが、これは指針のほうも書いてあったと思うんですけれども、『当該プロジェクトの影響を受ける地域住民や現地NGOを含むステークホルダーの参加が重要であ

るということに留意する』という記載もございますし、例えば、第2部の15ページ、(5)の、『社会的合意および社会影響』という所では、『プロジェクトは、それが計画されている国、地域において社会的に適切な方法で合意が得られるよう十分な調整が図られていなければならない』という記載がございます。前回もご説明を差し上げたんですが、国際的なルール、IAEA だったり IFC だったり、そういったものも含め、私どもの環境ガイドラインも含めて、現地の人々への説明、情報提供だとか参加が重要だというのが一貫した考え方ということになっております。その観点で申しますと、私どもの現状の提案、JBICさんの指針の提案の中で言うと8ページ目から始まって9ページ目の所で、住民への情報提供ということがございます。要するに、現地の方たちが一番のステークホルダーということがありまして、現地の方が理解できる言語でのコミュニケーションが非常に重要だと考えているところでございます。

そのため、現地の方々が理解できる言語であることが第一ということになるんですけども、もちろん、現地で、それが英語でつくられていれば英語版を公開することになると思いますし、場合によっては、現地で別の言語プラス英語版で公開されているケースも、当然あるかと思っております。そういった場合に関しましては、われわれ、情報公開としては、こちらの指針の本文のほうの記載もございます、JBICさんので言うと6ページ目の5.の2パラ目ということになりますけれども、『原子力プロジェクトに関しプロジェクト実施国で一般に公開された文書のうち情報公開配慮上重要な文書につき』と記載されております。この規定に沿って、JBIC/NEXI のウェブサイトで公開していくことは可能だと考えております。

ケースとしてどれくらいあるか分からないですけれども、もし、現地国、プロジェクトの実施国で英語での情報公開がなされていない場合に関して、指針でそれを強制してしまうところは慎重であるべきだと思っております。私どもの環境ガイドラインでも記載しているんですけれども、情報公開に関しては、JBIC/NEXI 自身も行うことになるんですけれども、われわれ ECA の役割として、借入人の方とか輸出者の方を通じて、プロジェクト実施者への公開を促すことも記載させていただいております。そういった点を踏まえ、われわれの公開を促す行為を通じて一層の情報公開に努めていくというガイドラインの考え方に従ってやっていきたいと考えているところでございます。

それから、七つ目、最後の部分かと思えますけれども、協議記録の公開でございます。協議記録ということではありますけれども、指針案の8ページから9ページの所にございますけれども、9ページの3)の所ですね。こちらのほうに、『適切な協議』という記載がございます。住民参加手続きにおいて確認していく中で重要なこと、われわれ、特に留意しなければいけないことを四つほど書いているんですけれども、その中で適切な協議ということを記載させていただいております。非常に重要なポイントだと認識しているんですけれども、これを確認する方法、前回もご説明をしたかと思うんですけれども、これは必ずしも協議記録だけではなくて、事後的なインタビュー等を含めて、いろんな方法があると

思っております。そのため、一律に協議記録の公開を規程してしまうことには慎重であるべきだと思っておりますし、ただ一方で、われわれがレビューしていく段階で協議記録が現地で一般公開されているような状況がわかれば、そういったものはウェブで公開していくことは可能だと思っておりますので、このような対応を検討していきたいと思っております。以上になります。

【司会】 それでは、議論、ご質問、ご意見がある方、挙手をお願いします。どうぞ。

【K&C プロジェクトサポート 川井】 K&C プロジェクトサポートの川井でございます。今、7 項目の説明を受けまして、ましてありがとうございました。もう一つ大事な項目があったんですね。これは、この原案といいますか、指針案にというか、非常に曖昧な言葉の用語、これを全面的に見直しいただきたいというのも、前回の提案にあったと思います。

例えば、最初から、1 ページ目の一番上のというか、0 ページですか、表紙のタイトルからして、『情報公開配慮確認のための指針』で、配慮とか確認は要らなくて、情報公開指針、それだけで単純明快。要は、曖昧な言葉が残ると、融資決定をする際のクライテリアが明確でない、はっきりしない、白黒が分からない、非常に。また、後日禍根も残しますんで、これはやっぱり明確にイエス・オア・ノーが判断できる用語を使っていたきたい。表紙のタイトルの形でそうですし、例えば、1 ページ目の4 パラ目ですね。『情報公開の確保に最大限の努力を行う』と、これも最大限とか努力は要らないわけです、『情報公開の確保を行う』だけでいいです。これは例として、全部を見ているわけじゃないです。例えば、3 ページ目の上から3 パラでも、『重要であることに留意する』とありますけども、これも、『参加が重要である』とか、『参加が必要である』だけでもいいわけですね。こうやって見ていきますと、また例えば6 ページ目も多いですね。5 ポツの、『当行による情報公開配慮確認に係る情報公開』で、ごめんなさい、6 番です。6 ポツ、『意思決定への反映』でも、『必要と考える場合』という言葉は要らないでしょう。ありますね、2 行目ですか。『当行は、借入人等が情報公開配慮を確実に実施するために必要と考える場合』、これは要らない言葉だと思えますし、この1 行下にも、『最大限努力する』という言葉がありますけども、『以下の内容を確保する』で十分だと思います。

こういった曖昧な言葉を全面的に見直しいただくよう、前回もお願いしたと思えますけども、これの考慮を、再度お願いしたいと思えます。まだいくつかありますけど、また追って。

【司会】 今のご指摘について、JBIC、NEXI より回答をお願いします。

【国際協力銀行 大矢】 前回、お答えしていたこともあって、今回、あらためて言及しませんでした。失礼いたしました。われわれとしてはしっかりできることを書くと、な

るべく正確な表現でと思っているのが一つと、もう一つは、これも NGO の皆さんと共同してつくった環境ガイドラインというのが、いわばわれわれの主たる基準の先輩に当たりますので、そこの表現だとかストラクチャーというのは、ご理解になっていらっしゃるとうり、相当程度参考にしながら作っております。そういう意味では、そうした表現なんかも意識してつくっております。

例えば、指針の 1 ページの『最大限の努力』うんぬんの所ですけれども、配布しておらないので恐縮ですが、JBIC のガイドライン、これはホームページには載せておりますのでお取りになってご覧になることは、当然、可能ですけれども、JBIC の環境ガイドラインの 3 ページの 4 パラ目です。4 パラ目においても、『最大限努力する』という表現は使っておりますし、あと、指針の 6 ページで規定の、『必要と考える場合、最大限の努力』というフレーズですけれども、これも環境ガイドラインの 12 ページの『融資契約等』の反映の所で、『当行は』、中略、『必要と考える場合、以下の内容を確保するよう最大限努力する』という表現にしております。

これは違う NGO の方からですけれども、まさに、こういう表現を今回も入れてくれというのを、前々回のコンサル会合でもご指摘を受けているようなところでございます。川井さんのおっしゃる趣旨というのはわれわれも理解しているんですけれども、われわれのできる範囲のことを、なるべく正確に、また先輩である環境ガイドラインの表現を入れながら作っています。また、これは前回もお答えしたように、『最大限の努力』というのはそれほど低いスタンダードではないと思っております、ぜひご理解いただければありがたいと思っております。

【司会】 どうぞ。

【FoE Japan 満田】 7 項目のご説明、ありがとうございました。大変丁寧に検討していただけて感謝いたします。この 7 項目について、それから、前回指摘したことで取りこぼされているんじゃないかと思われることについては、またご指摘させていただきたいと思うんですが、その前に、9 月 2 日の日経新聞で、『政府、原発融資を全額補償、まず英の 2 基、貿易保険で邦銀に』という見出しで、イギリスに建設が予定されている日立製作所のウィルファの原発に関して、NEXI がメガバンクが融資するのを 100 パーセント補償する方針であるというようなことが報じられています。これ、私たちにとっては大変な衝撃でした。

かつ、その後、報道ステーションでも報じられていたかと思えます。報道ステーションのほうは今年中に決定というようなことも報道されていたような気がするんですが、これは、われわれはすごく驚いて、かつ、このところ、コンサルテーション会合が非常に頻繁にスピードアップされているのは、ひょっとしてこういう案件が近づいているから、この指針も早くつくらなければならないという事情とったりもしたんです。

確認させていただきたいのは、JBIC、NEXI さんが、最初にご説明のとおり、この情報公開指針がない限りは、融資付保の検討は行わないということ、および、この具体的な案件が迫っているからといってこのコンサルテーション会合を急いだり、あるいは議論が尽くされていないのに終わらせてしまうことは、よもやないでしょうねということを、まず確認させていただきたいと思います。

【司会】 JBIC、NEXI より回答をお願いします。

【国際協力銀行 大矢】 まず、後ろの部分についてお答えをいたしますけれども、われわれは皆さんの意見をしっかり聞きながらじっくり進めたいと思っております。何か案件があるからわれわれが急いでいるということは一切ございません。もちろん、本件は2015年12月に第1回コンサル会合を開始していて、実は、2年前後、1年半以上かかっております。多分、これは過去の環境ガイドライン等のコンサル会合に比べてかなり長いこと、じっくりやっております。進め方についても、2015年12月の第1回会合で、確か、次の第2回目の会合で指針案を提示するという話を当方からしたけれど、まずは論点の整理からということで、進め方についても皆さんのご意見に従ってじっくりやってきている。そういう意味で、何か案件の関係でわれわれが急いでいるということではありません。それは誤解されないように、われわれとして注意する必要があると思っております。それから、われわれとしては、まさに国会での政府答弁でも言っておりますけれども、『情報が適切に現地住民に対して公開されない場合には貸付け等を行うことのないよう、今後指針を作成する』ことを明示して、それに基づいて議論しておりますので、その政府の答弁のスタンスからわれわれの考えや行動が変わっていることは一切ありません。初めの記事の部分ですが、佐藤さん、お願いしてよろしいでしょうか。

【日本貿易保険 佐藤】 NEXI の佐藤でございます。新聞報道についてということですが、本会合に関しては情報公開指針を策定するための会合ということで、個別の案件に関する議論の場ではないということで、個別案件ということに関する回答は控えさせていただきたいと思っておりますけれども、先ほど、大矢さんのほうからご説明がありましたけれども、私ども、指針の案ということでお出ししております、こちらのほうに、意思決定に反映する、ということをご提案させていただいている状況でございます。私どもとしては、この指針ができあがって、その指針に基づいてやっていくという状況に変わりはございません。

【司会】 どうぞ。

【FoE Japan 満田】 ありがとうございます。しっかり、じっくりやっていると、案件が

あるから急いでいるわけではないということに関して確認させていただきました。その上で、前回ご指摘させていただいたうちいくつか、川井さんが先ほど言った、私としても文言が非常に曖昧だと思っている部分はぜひとも再検討していただけないかと思います。環境社会配慮指針については割とがっちり書いてあって、原則的な所は原則的な所として、個別具体的な所は書き込んであるので、多少曖昧な表現があっても担保できていたことがあると思うんですが、情報公開については、情報公開をしているかしていないかという、かなり客観的かつ明確に分かる部分がございますので、ここまで曖昧に書く必要はないんじゃないかと思いました。

それから、3ページ目の、これ、前回指摘させていただいたんですが、2ポツの一つ上の段落ですね、『当行が関与する場合』。これについてよりも、前回のお答えは、決してそのような意図で書いたわけではないというお答えだったと思うんですが、これについても、『準備、形成の段階から当行が関与する場合』という、じゃあ、関与しない場合は、これでいいねということになりますので、ぜひ削除していただければと思います。

それから、5ページ目のセーフガードポリシー、IFCのパフォーマンススタンダード情報公開配慮、あと、IAEAの安全基準の情報公開配慮、これ、前回、パフォーマンススタンダードのこことここというふうにご指摘いただいたんですが、次回の会合で、ぜひここにリファーしてあるものを資料として出していただけないものかと思います。やはり、この議論をする上で、この指針が十分かどうかというのを議論する上で、ここら辺でリファーされているものは非常に重要じゃないかと思います。

前回、指摘し忘れたんですが、(5)の、『原則として以下のように確認する』として a、b、c が挙げられているわけですね。ただ、このレビューにおいては、まずはこの本情報公開指針を満たしているかどうか確認し、それに加えて a、b、c を確認するんじゃないかと思うんですが、こういう書き方ではなくて、『本情報公開指針および以下について確認する』というような書き方にしていただけないものかと思いました。

7 項目の先ほどご説明していただいたものについて、私から反論したい部分もあるんですが、それについてはまた発言させていただくことにして、今の点についてはいかがでしょうか。

【司会】 JBIC、NEXI より回答をお願いします。

【国際協力銀行 大矢】 まず、二つ目の働きかけの所ですが、これは前回ご指摘をいただいて、前回もお答えをしておりますけれども、3 ページの所で、下から二つ目のパラですけれども、『当行は、原子力プロジェクトの準備、形成の段階から当行が関与する場合、なるべく早期の段階から借入人等に働きかける』ということですが、逆に、われわれ、早期に関与しない場合に働きかけないのか、ということだと思うんですけれども、例えば、指針の5ページの(6)の所をご覧いただきますと、『適切な情報公開配慮がなされるよう、

借入人を通じ、プロジェクト実施者に働きかける』ということは言うております。これ、5 ページでございます。

加えて、行きつ戻りつしますけれども、3 ページの所の下から三つ目のパラですけれども、『当行は、意思決定以降においても借入人等に対するモニタリングや働きかけを行う』と。これはモニタリング以降になりますけれども、働きかけを行うと書いている。なので、働きかけというのが、早期にわれわれが関与する場合のみに言われているとすれば、ご指摘のような懸念というものはあるかもしれませんが、われわれは、必要な場合に働きかけをすると言った上で、さらに注意的に、追加的に、早期の段階からわれわれが関与する場合には早期の段階から働きかけると言っている訳です。もちろん、これを全部削除ということであれば、それも考えとしてあるかもしれませんが、情報公開配慮というのを本当に充実するためには、私はあったほうが良い規定じゃないかと思っております。

それから、一つ目の情報公開の規定ぶり、これが曖昧すぎるかどうかですけれども、やはり、情報公開の制度が国によっていろいろ違う、場合によってはプロジェクトによっても違う中、運用で回るようにしつつ、実質でしっかり情報公開をしてもらうためにどうしたらいいかというのは、工夫をしなければいけないところはあるんだと思います。

その工夫というのを、先輩である環境ガイドラインの文言を使いながら、われわれなりに一生懸命記載していったというのが、この情報公開指針であります。見方によっては、原則だとか、そういう言葉もあって曖昧に見えるのかもしれませんが、そういう苦労だとか悩みの中でやっていることはご理解いただければと思っております。

ご指摘されている意味が分からないということをお願いしているのでは全くなく、満田さんがおっしゃっていること、また懸念も理解をするんですけれども、そういう関係の中で、われわれなりに一生懸命知恵を出して作っているというのが一つ目のところでございます。

【日本貿易保険 佐藤】 日本貿易保険の佐藤でございます。満田さんからのご指摘の点で、5 ページ目の(5)の『情報公開の適切性を確認するための基準』という所で、国際基準、現地国基準を並べて記載をしていて、すみません、質問の趣旨が正しく取れているかどうか確認をさせていただければと思うんですが、そもそも、この指針の満足を確認しなきゃいけないんじゃないか、『原則として以下のように確認する』というふうに基準を並べているということじゃなくて、そもそもは指針を満足することが必要じゃないかというご質問というか、ご指摘という理解でよろしいでしょうか。その点に関しましては、こちらのほう、『本情報公開指針が示す情報公開配慮上の要件を満たしているかどうかを原則として以下のように確認する』という記載がございますけれども、この言葉どおりです。情報公開配慮上の条件が指針の第2部のほうにございますが、こういったことが公開されているかどうかを確認していくことになるんですけれども、第1部のほうの基準で何を求めて

いるかという、1番目の現地基準に関しては、このようなことを公開しなきゃいけない、こういう形で公開していく、ということが記載されているのではないかと考えておりました、そのような公開の仕方だとか、手続きに沿ったやり方だとかが正しく現地基準に沿ってできているのかどうかを確認していくんだと考えております。

それから、2番目のbの所で、世界銀行のセーフガードポリシーまたはIFCのパフォーマンススタンダードとありますが、すみません、今日、コピーを用意してはいませんが、前回、簡単に申し上げたんですけれども、この部分に関しては、IFCのパフォーマンススタンダードの1番という所で、ステークホルダーエンゲージメントという所があります。こちらのほうでは、ポイントとしてどういったことを記載しているかという、そもそもステークホルダーというのはどういう人たちが対象で、その人たちとどうやって関わっていくか、ということが記載されております。その上で、情報として公開しなければいけないようなもの、あとは、インフォームド・コンサルテーション・アンド・パーティシペーションの所で、どういうふうにコンサルテーションをやっていくのか、どういうふうに住民の方たちに知らせていくのかということが記載されております。

これはパフォーマンススタンダードの例ですけれども、世銀のセーフガードポリシーはこれよりももう少し書き方としては概要になってしまうので、われわれは、多分、このパフォーマンススタンダードを見つづやっていくことになると思いますが、指針で記載されている情報が基準に沿ったやり方で住民のかたがたに周知され、コンサルテーションをやっていくかどうかということを見ていくということでございます。

それから、c)の所でもありますけれども、原子力の安全条約、廃棄物等合同条約、それから、IAEAの基準ということでもありますけれども、より詳細に書いてあるのはIAEAの安全基準ということになります。われわれのほうで重要な所だと理解しております住民参加については、IAEAの一般安全要件というものがございます。GSRと呼ばれているものでございますけれども、そのパート1という所で、安全に対する政府、立法、規制の枠組みを規定した基準がございまして、こちらのほうの要件の36というのがございまして、こちらで利害関係者との対話や協議について記載がなされております。要件の一番核となる部分は短いので、読ませていただきますと、『規制機関は施設および活動に付随する可能性のある放射線リスクについて、また規制機関のプロセスや決定について、利害関係者および公衆にその情報を伝え、かつ協議する適切な手段の確立を促進しなければならない』というのが基本的な部分の記載でございます。それに加えて、もう少し小さなパラグラフのほうで、規制機関は具体的にこういうことをすべきだということとか、利害関係者と公衆の対話についてはこうすべきだというような記載がございまして、この指針に記載されているような内容が、こういった国際基準に沿ってあるいは現地国基準に基づいてなされているかどうかということを確認するということございまして(5)の記載の表現としてはこの書き方でおかしくないのではないかと考えております。

【司会】 どうぞ。

【福島老朽化原発を考える会 阪上】 福島老朽化原発を考える会の阪上と言います。先週の記事と、テレビ朝日の報道を見させていただきましたが、非常に驚きました。しかも、先ほど質問があって、これ、ちゃんと釈明する義務があるんじゃないですか、皆さんには。われわれは、何かだしにされているんですか。これ。報道によると、関係者による非公式の会合が開かれた、それで、方向性としては、NEXI が 100 パーセント補償する、それを銀行だかが要求したと。それから、JBIC も融資をすると。年内には決まるだろうと。相当具体的な中身が入っていて、ここでこうやって議論して、業務は全然間に合っていないじゃないですか。口頭でばーっと言われて、よく分からないですよ。全然議論されてないうちにどんどん会合が入れられて、どうなっているんですか、これ。

私も、今日、ここへ来るのかどうか、すごく悩みましたよ。とにかく、立場の違いや意見の違いはあれ、行って、意見の表明の場があるということで出させていただきましても、全然関係のない所で勝手に会合をやって、何、100 パーセント出しますみたいな。それに対して何の釈明もないんですか。既に新聞報道されて、日経が勝手に書いたのかなと思ったら、今度はテレビ報道ですよ。非常に具体的な中身が出ている。どうなっているんですか、これ。

【司会】 JBIC、NEXI、回答をお願いします。

【国際協力銀行 大矢】 まず、来ていただいて感謝しております。これまでもオープンにやってきたし、今後もやっていきたいと思っています。

個別案件のことについては、ここでは議論いたしません。もともとそういう位置づけでやってきております。もし個別案件についてお知りになりたいことがあれば、われわれ広報セクションがありますので、つなげていただきます。だいぶ前にも英国は、確か記事になって、同じようにご質問を受けましたけれども、その場でもそういうふうにお答えをさせていただいております。この場は、あくまで情報公開指針をつくる。それも、われわれだけでつくってはいいいものがないので、NGO さん、それから、当然忘れてはいけない産業界の皆さんから幅広く意見を聞きながらやっているということですので、阪上さんがおっしゃった『だしにされている』という意味が、私には本当に分からないんですけれども、何かそういうつもりでやっているわけではない。いい情報公開指針をつくるために、引き続き、皆さんの協力を得ながらやっていきたいと、本当、それに尽きます。

【日本貿易保険 佐藤】 NEXI の佐藤でございます。今、JBIC 大矢さんからお話があったのと、私も同じ考えでございます。この場で個別案件については議論をする場ではないと申し上げたんですけれども、もし、この新聞報道の案件についてのご質問があれば、私ど

ものしかるべき部署のほうにつながせていただくことは可能でございます。

【福島老朽化原発を考える会 阪上】 これだけ、既に新聞報道もされて、テレビも報道されて、非常に具体的な中身も出てきて、具体性から言うと前回とは全然違うと思っています。それで、いや、この場合は個別案件については議論しないということですけども、ああいう形で公にどっと出てしまった以上は、それは釈明する義務はあるんじゃないですか、この場で。この場で釈明がないと、あれはそういう方向ですというのを前提にせざるを得ないじゃないですか。そうなったときに、われわれがだしにされたという気持ちは分からないですか。

【司会】 JBIC、NEXI、お願いします。

【国際協力銀行 大矢】 繰り返しになりますけれども、情報公開指針を議論する場ということで、皆さんの貴重な時間を使っていただいている。個別案件についてこの場で、その進捗状況、あるいは個別案件の状況説明をやるという趣旨でこの場を設定しているわけではないし、それは当初からそういう位置付けであり、今現在も維持されていると思っております。繰り返しになって恐縮ですけど、それに尽きます。

【司会】 どうぞ。

【プラント技術者の会 筒井】 プラント技術者の会の筒井です。先ほど、情報公開指針は意思決定する際にチェックするためにつくるんですよと、冒頭にもお話がありましたけれども、新聞記事を読むと、もう意思決定しましたというふうに書いているんです。そこらで、それぞれのご担当の方は違うのかもしれないけれども、何か子ども扱いされているような気分になるところがありまして、それはもうちょっと整合的なご説明が欲しいという気持ちがあります。

【司会】 JBIC、NEXI、お願いします。

【日本貿易保険 佐藤】 NEXI の佐藤でございます。新聞記事で NEXI の名前が出ているということで、今のご質問かというところでございますけれども、ここの場、先ほどの大矢さん、ご説明があったように、われわれとしては、この指針を皆さんと協議をしつついいものをつくっていきたいという考え方に何ら変更はございません。その上で、個別案件ということでございまして、それに関しては、私ども、先ほど部署が違うこともおっしゃられていたんですけども、お答えさせていただく部署はございますので。

【福島老朽化原発を考える会 阪上】 じゃあ、聞いてきてください。意思決定の前に、これ、決めますって言うておいて、意思決定しましたっていう新聞記事が流れたら・・・。

- - マイク。

【福島老朽化原発を考える会 阪上】 釈明しないと。

- - マイク。

【福島老朽化原発を考える会 阪上】 要るでしょう、釈明が。

【国際協力銀行 大矢】 よろしいですか。

【福島老朽化原発を考える会 阪上】 はい。

【国際協力銀行 大矢】 NEXI も同じだと思いますけれども、融資の意思決定した場合にはプレスリリースが行われます。個別案件については私は話さないし、そういう場ではないですけれども、意思決定というのはされていません。新聞が正しいかどうか、それは、私は、この場でコメントする立場にありませんが、意思決定はしていないということです。加えて、既におっしゃられているように、個別案件についてご関心があれば、恐縮ですけども、NEXI さんにも広報セクションがありますので、そこに、お話し下さい。われわれが個別案件につき聞いてきて、何かこの場で話をする事じゃなくて、個別案件の問い合わせの場合には、通常、そういうことでやっていますので、ご面倒お掛けするかもしれませんが、そういうことで聞いて下さい。

当然、途中段階の話を広報セクションの所でできるかというのは別の話ですけども、その辺はご理解いただければと思っております。われわれとして非常に誠実にやってきているつもりですし、今後もやっていくつもりです。非常に強くおっしゃられているのは分かりますけれども、そういう信頼関係を維持しながら誠実にやっていきたいと思っております。

【司会】 どうぞ。

【FoE Japan 満田】 先ほども名乗るのを忘れちゃいましたが、FoEJAPAN の満田です。私としても全く阪上さんと同じ思いであります。一方で、非常に丁寧に検討しようとしてされていることは理解しています。ただ、先ほどご発言のように、やはり、このコンサルテーション会合で議論を尽くして、プロセスを終わらせた上での判断になると、ご発言を理解

しています。

この新聞報道とかテレビ報道に関して、この案件については私たちも本当に由々しきことだと思っております。個別案件についてこの場で言うべきではないということですが、非常に怒っております。情報公開指針を策定プロセスであるにもかかわらず、こういう具体的な案件が、かなり、しかも具体的な協議が既に進んでおり、新聞報道もテレビ報道もすごく具体的だったんですね。私たちが全然、年末の報道とは違う具体的事実がバンバン出てきており、相当これは進んでいるんじゃないかと疑心暗鬼に思います。この案件については別の機会を設けて抗議なりご質問なりさせていただくにして、先ほどの7点のほうに帰りますが、その7点のうち、いくつか納得がいかない所がございます。反論させていただきたいと思っております。

まず、4番目の情報公開のタイミングについてでございます。一律のタイミングの設定は望ましくないとしつつも、立地および建設計画と環境影響評価については意思決定の前に情報公開がされていることを確認するという趣旨だったと思っております。これは、ある意味、他のは、じゃあ、意思決定の前に確認しないのかということで驚きました。ここに書いてあると、当然、意思決定の前に確認するものだと思っております。かつ、私たちの提言では、もっと明示的に、意思決定の前、なるべく早い段階で、少なくとも90日前からということで提案させていただきました。

つまり、よもや意思決定の前日とかにぱっと公開されて、ぱっと意思決定ということはないとは思いますが、あり得ない。一定程度、現地住民なりステークホルダーが情報を見て、これはおかしいとか、これは受け入れがたいというときに、事業者なり、あるいは融資機関、支援機関なりに何か言える、そういったタイミングが必要であろうということで、私たちは90日という日数を、これは環境社会配慮ガイドラインにおいては45日ですが、原発事業も、非常にリスクの高さとか特殊性を見て、90日がいいのかどうかはさておき、長い時間、公開期間が必要じゃないかと思ってそういうふうにさせていただきました。

そのことに対するお答えをいただきたいのと、先ほどのお話だと、立地計画と建設計画は、あと、環境影響評価は建設の前に公開されており、緊急時の準備と対応計画は原子力安全条約なんかでも運転の前ということだったんですが、前回も申し上げたとおり、緊急時の準備と対応計画は、やはり事業のフェジビリティを確認する上で非常に重要な項目ですね。とりわけ、一番のステークホルダーである影響がおよぶ範囲の住民にとっては、これは、多分、自分たちの生命、財産、安全が懸かった話ですので、これが意思決定の前に公開されていないというのはいかがなものかと思っております。

緊急時の準備と対応計画、何も避難計画だけではないですよ。いざ何か重大事故が起こったときの対応なので、これは設計とか事業計画に非常に密接に関係する所ですよ。なおかつ、例えば、私、国際機関のやつ、ちゃんと全部見ているわけじゃないんですが、アメリカのNRCなんか、この緊急の準備、対応計画なんかを審査項目の一つとしているわけですよ。つまり、設置許可を出す前にですよ。使用燃料および放射性廃棄物管理計画

も、これもフィージビリティに関わる重要なことで、これはJBIC、NEXIさんとしても事前に確認しておかなくてはいけないことなんじゃないかと思いますので、ここはぜひ、意思決定の前、そして90日前なり、具体的な公開のタイミングを入れていただければと思います。というのが一つです。

5番目の項目は非常に詳細に検討いただきまして、ありがとうございました。情報公開の項目についてです。いくつかの重要そうな項目にくくって例示すると理解いたしました。しかし、私たちの懸念としては、要は、必要な項目が公開されていない。極端な話、立地および建設計画と称して、穴だらけのA4、1、2枚の紙が公開されて、ただ、その例示とかいうと、書いていなくてもよいということになると思うんですが、そういうのはいいんですかということですか。

なかなか難しいし、詳細に書くのはためらうお気持ちはよく分かるんですが、やはり、影響を受けるかもしれない住民の立場に立って、これとこれとこれとこれは最低限必要だ、それは審査、フィージビリティの確認においても必要だと思っております。これについては、ぜひ、例示という形ではなくて、明示的に、『少なくともこのポイントは必要』というような書き方にしていただけないかと思います。

それとも関連して、環境社会配慮ガイドラインのほうの環境影響評価の公開については、私の記憶が間違っていたら申し訳ないんですが、その環境影響評価に関する許可についても公開の対象だったんじゃないかと思います。違っていたら申し訳ないです。

私たちがここに原子炉設置許可証と書かせていただいたのは、そういうのも統合して書かせていただいており、つまり、設置許可を出すにあたってのプロセスがすごく重要で、いろいろ、われわれにとっても、あるいは影響を受ける人たちにとっても重要な情報をたくさん含んでいるんじゃないかと思うので、設置許可証および審査にあたってのプロセスで出された説明資料とか、議事録もぜひ含めていただきたいと思います。

6番目の言語についてです。現地での情報提供が第一であるということは私たちも同感であります。やはり、影響を受ける住民が一番のステークホルダーで、彼らへの情報提供がすごく重要だというのは同感です。しかし、これも前回言わせていただいたとおり、国際的なパブリックレビューおよびJBIC、NEXIさんとしての説明責任も重要であると。とりわけ、われわれ国民、国民という言い方があれかもしれないですが、市民に対する説明責任は当然あるかと思うんです。英語というのは割と、この原子力事業が国際企業で、当然、日本企業が関わるような大企業であって、JBIC/NEXIさんとしても当然にして英語の資料を受領すると思うんです。あるいは、事業者も英語の資料を持っているというか、作成すると思うんです。それを開示してくださいということですが、いかがでしょうか。

最後に協議録についてです。一律の公開は慎重であるべきということですが、これについても適切な協議が行われているか。通常、大きな事業の住民協議は協議録が作成されていると思うんで、それをぜひ公開していただきたいと考えております。やはり、適切な協議が行われているかどうかというものをしっかりと説明するための資料の一つではないか

と考えております。取りあえず、私からは以上です。

【司会】 それでは、JBIC、NEXI より回答をお願いいたします。

【国際協力銀行 大矢】 5 点の質問をいただいたと思いますが、一つ目、私のほうからお答えさせていただきます。一つ目も項目の話に絡んじゃう部分があるかもしれませんが、このタイミングについてですけれども、緊急時の所は、先ほど佐藤さんからご説明したように、内容の例示としては、「通知、避難に関する計画」。それから、あとは「保安に関する計画」ですが、そういったものは、我々の意思決定の後の話になってくるのかなと。

逆に、立地および建設計画、1)のほうですが、例えば施設の安全だとか、重大事故拡大防止策だとか、こういったものは例示として入れていく。緊急時の準備と対応というのは、全て意思決定後に対応するというのではなくて、立地および建設計画の中にも、特にフィジカルな部分を中心に入ってくる。

そのフィジカルな部分は、日本で言うと設置許可というか、あるいは建設が行われる前の段階で必要な情報公開がされていると思われるので、われわれとしては、意思決定の前にそれを確認する、そんなようなことで考えております。なので、タイミングについては項目の部分とも絡んでくるんですけども、そういう方向で考えているところです。

90 日前というのは、これについては、そもそも国や状況によって情報公開のタイミングも違う中、われわれとしてはなるべく早期にということではあるんですけども、期日設定というのはなかなか難しいかなと。特に、今回、ご質問というか、要望を受けて期限、原則として意思決定の前にわれわれが確認するという項目をそれなりに設けてと思うので、その部分というのを一律 90 日にする形での処理とはならず、むしろ住民参加の所のほうで適切な協議等を定めていますので、そちらにおいて、例えば、直前に何か発表してすぐに決定ということにはならないような、適切な住民参加が確保される形をとというのが現実的かと思っております。一つ目のタイミングについては以上です。

【日本貿易保険 佐藤】 NEXI の佐藤でございます。残りの何点かのご質問についてでございますけれども、一つは項目をくくっている所に関して、さらにしっかりと書いていただかないと穴だらけの指針になるんじゃないかというご指摘、ご意見だったと思います。

その点についてですけれども、先ほど、国際基準の関係でも説明いたしましたけれども、第 2 部で記載させていただいているものが公開されていることが必要だということを書いております。その内容が、例えば、A4、1 枚で薄っぺらなものになってしまうとやっぱり困るというようなことだったかと思いますが、ご説明した中で、IFC のパフォーマンススタンダードであったり、先ほどご紹介した IAEA の GSR の要件 36 の部分であったり、その中のもう少し細かい記載ということがございますけれども、そういった基準を踏まえてい

くと、しかるべき手続きで住民との協議をやっていくことが必要になってきております。それを踏まえると、中身を、必ずしもしっかりと事細かに書いていくというよりも、IAEAの要件36に記載されていることを踏まえて確認していく、要するに、前回、ちょっと申し上げたんですけれども、性能、アウトプットを評価する、この考え方というのは環境ガイドラインの住民説明ということも同じようなことですが、結果としてどのようなことがなされているかということを確認していく環境ガイドラインのやり方と大きく変わるものではございませんので、今の書き方、プラス、国際基準の考え方を踏まえてやっていくことで対応可能じゃないかと考えているところであります。

それから、EIAの許認可のお話があったと思います。EIA許認可は公開の対象になっていたのではなかったかというご指摘がありました。満田さんがご指摘のように、EIA、カテゴリ-Aの場合ですけれども、環境許認可もEIAとともにJBIC/NEXIのウェブで公開するとなっております。

こちらのほうの情報公開指針についてですけれども、第2部の1.(2)の所でも記載がございますが、情報公開手続き3)で、『原子力に関する規制の意思決定』と書かれています。ここは必ずしも個別案件の話を書いているわけではないんですけれども、意思決定ということがしっかりと公開されることになっているかどうか、そういう手続きがあるかどうかということを確認していくということでございます。

さらに具体的にこの許認可プロセスへの関わりということを確認していくというのが(3)住民参加という所でございます。こちらの住民参加手続きの所で、『原子力プロジェクトの許認可プロセスへの住民参加状況。以下の点に留意。』という所で、四つ書かせていただいております。いわゆる許認可に関して、住民参加がしっかり確保されているかどうかということで確認をしていくということになっておりまして、許認可、原子力の安全面等に関する許認可についてもこういった点を踏まえて確認をしていくということで、許認可自体が全く確認されないとか、そういうことではないということでございます。

それから、言語については、再度のご提言ですが、われわれ、先ほど説明したものの繰り返しになるんですけれども、われわれ自身が情報公開するということをもちろんしています。その上で、それに加えてわれわれの情報公開が広くできるように、借入人あるいは輸出者等を通じてプロジェクト実施者に情報公開を働きかけていくという考え方しております。この考え方はOECDのコモンアプローチの中でも同じような考え方をしているところがございまして、われわれ自身が公開できないようなものに関しては、働きかけをして、情報公開、透明性の確保に努めていく。さらにJBIC、NEXIの環境ガイドライン、今回の指針においてもそうですけれども、その上で現地で公開がなされれば、それを、われわれ自身のウェブにおいて公開していくことが実現できるということになりますので、われわれ自身としては、そのような働きかけを、ガイドラインやこの指針に沿ってやっていきたいと思っております。

それから、協議の公開ということでございますけれども、これも先ほどのご説明の繰り

返しに近いことになってしまいます。われわれ、協議の状況を確認していく上で、先ほどの国際基準を踏まて確認していくことになるわけですが、もちろん、その中で、そういった協議記録が公開されているとか、どこか規制機関のウェブにあるとか、そういうことであれば、そのウェブにリンクを貼るといようなことはしたいと思っております。ただ、公開を一律に義務として課してしまうというのはなかなか難しいというところで、われわれとしては情報公開を促していく立場でやっていければと思っているところでございます。

【司会】 どうぞ。

【FoE Japan 満田】 ご説明、ありがとうございました。まず、タイミングについてですが、これ、本当に重要だと思っております、国会議員の近藤正道議員質問主意書に対する答弁において、『プロジェクトの安全確保、事故時の対応、放射線廃棄物の管理等の情報が適切に住民に対して公開されていない場合には、貸し付け等を行うことがないよう、今後指針を作成する』というふうに書かれているんです。つまり、この答弁の内容は、プロジェクトの安全確保、事故時の対応、放射線廃棄物の管理等の情報が、貸し付け等の意思決定の前に住民に公開されていなければならないということになると思うんです。

これは全くもってもっともで、やっぱりこれらの情報は住民にとっては必要不可欠だと思いますし、事業のフィージビリティにも大きく関わる話だと思いますので、ここに書いてあることを、8ページの個別プロジェクトにおける情報の公開の所を書いてある4点は、意思決定の前に、当然、公開されているべきものだと思います。個別に、1番と3番が意思決定の前、それ以外は意思決定の後でもいいというふうにされてしまうぐらいだったら、むしろ何も書かないでいただきたいと思います。でないと、緊急時の準備っていうのは後でもいいんだなっていうことになってしましまして、皆さんご存じのように、プロジェクトの意思決定の前っていうのが一番重要な時期であり、JBIC、NEXIさんとしても、借入人や事業者に対していろいろ聞けるタイミングだと思います。それに、今の国会の質問主意書に対する答弁も守るという意味では、これは四つとも意思決定の前である必要があると思うんです。

90日間の話は、90日が適切かどうかは置いておきまして、繰り返して恐縮ですが、やっぱり、急ぐがあまりパパッと公開してパパッと決めてしまうというのは、この指針の文言は、形式的に実行するだけだから違反していませんよ、意思決定の前に公開、確認しましたっていうことになっちゃうわけなんです。やっぱり、ステークホルダーや、あるいはわれわれ日本に住んでいる者としても、期間、ものを読んでいる、考えている、例えば住民の方が疑問を感じているいろいろ調べて、専門家に意見も聞いて、当局に行って、当局が駄目なら有識者である人物、ひょっとしたら直接何か言うことがあるかもしれません。そういうことを考えると、やっぱり一定の期間が必要だと考えております。

まずは、このタイミングについていかがでしょうか。

【司会】 JBIC、NEXI、回答をお願いします。

【国際協力銀行 大矢】 ありがとうございます。国会における近藤正道参議院議員の質問主意書に対する平成 20 年 11 月 11 日の政府答弁書において、「(前略)情報が適切に住民に対して公開されていない場合には貸付等を行うことのないよう、今後指針を作成することとしている」ということで、われわれもそういうつもりで指針を作成してしまして、項目により情報公開を行うのが通常は、建設開始よりも後になるような場合においては、建設開始前の段階、すなわち我々の意思決定の段階でその情報というのが公開されていない状況というのは必ずしも不適切な状況ということにはならないと思うんです。従って、政府の答弁書に反する状況ということではない。加えて、この答弁書では貸し付けについて言っているんですけど、さらにわれわれの意識としてはそこを拡充して、意思決定の時点では通常情報公開されていないけれども、それ以後、オペレーションの段階で適切な情報公開が行われたかをモニタリングする、それができていないことには、われわれとして契約上の権利を発動するというので、政府の答弁書を守りながら、さらにしっかり情報公開に取り組んでいく、そんな意識で作成しているものであります。

ご提案があった、もし、項目によって、これが意思決定時でなくてもいいということが現れちゃうようなことであれば、特段書き分けずに一律で良い、こういうご意見をお伺いしたところですけれども、われわれとしては、さっき、冒頭の話に帰りますけれども、項目毎に整理をした上で、その上での一つ目の「立地及び建設計画」と三つ目の「環境影響評価」については、原則として意思決定の前ということ、そこを、前回から変えようと考えているということです。

少し長く申し上げてしまいましたけれども、政府答弁に従いながら、あと、われわれなりに皆さんのコメントを入れて、若干粗いけれども、手前で確認できるものは手前でという構成もあるかなと思って、ちょっと工夫してみたところです。

それから、90 日というところは、これはさっきの繰り返しになるんですけれども、まさにいろんな国でいろんな制度がある中、そこを一律というのは非常に難しいと思っております。ESIA については、環境ガイドラインの運用のほうで 45 日なので、当然、原子力においても同様ですが、われわれとしては、タイミングの話に関してはそういう風に考えているところです。

【司会】 いかがでしょうか。どうぞ。

【FoE Japan 満田】 すみません、何度も申し訳ないですが、この答弁書を読む限り、『プロジェクトの安全確保、事故時の対応、放射線廃棄物の管理等の情報が適切に住民に対し

て公開されていない場合には、貸し付け等を行うことがないように、今後、指針を作成する』と書いてあるんですね。適切には、公開に係っているわけですよ。だから、先ほど来言っているように、適切にの内容は、恐らく、ある意味、質的なもので、ここに書いてある適切にという言葉がいっぱい出てきますが、きちんと住民が分かるような言葉で、分かるような場所であって、いろいろ含んだ適切にだと思うんですが、公開する情報としては、ここで列記してあるわけです。安全確保、事故時の対応、放射線廃棄物管理等と。だから、当然、これは意思決定の前に公開されるものとして列記されているので、この指針もそれに沿ったものにしていただきたいと思います。

原子力安全条約が、運転前に緊急時の準備と対応計画と書いてあるとしたら、原子力安全条約ってとても遅れていますね。これは、また別途、ここで言ってもしょうがないんですが、本当に緊急時の準備と対応計画というのは、フィージビリティを判断するのに一番重要なことだと思います。しかも、今、日本の国内でもいろいろ議論はありますが、やはり、緊急時の準備と対応計画に該当するような計画、いざ重大事故が起こったらどういうふうな対応をするのか、あるいは避難計画をどうするのかというのは、一番各地で議論になって、住民の関心の高い所で、これを意思決定前に確認しないのはあり得ない話だと思います。

日本の場合は後付けてつくっちゃっているんでそういうふうに見えてしまうかもしれませんが、ここで議論しているのは、ある意味、これからの事業について議論していると思うんです。これからの事業については、やはり、これについては、立地計画と建設計画と合わせて策定を求めていくべきもので、さっきも言ったように、事業のデザインに関する話ですので、意思決定の前でなければいけないと思います。

使用済み燃料と放射線廃棄物の管理計画についても、これもフィージビリティに係りまして、当然、事業者は事業を成立するためにこれは考えるはずですので、JBIC、NEXIさんも、国にお任せと言いつつ、通常であればこれは本当にレビューの中で見るべき話ですし、情報公開の対象としても意思決定の前であることだと思います。

90日については、しつこくて申し訳ないですが、じゃあ、いいですか、情報公開がされた1日後に意思決定しますっていうことになってしまうんですかね。私はそれは納得できません。

【司会】 JBIC、NEXI より回答をお願いします。

【国際協力銀行 大矢】 ありがとうございます。二つ目の1日後にという点については、これは先ほど述べましたけれども、(3)で住民参加につき規定しておりまして、住民にちゃんと情報提供した上で参加機会を提供し、適切な協議をし、さらには協議結果を考慮することという所があります。項目によりましてけれども、情報公開の内容の性格上、ある程度期間が必要なものがあると思いますので、そういう場合には、何か当局あるいは事業者

が情報を出して、すぐ直後に意思決定ということでは、それは不適切な情報公開ということになると思います。

大本の所の話をしみますと、そんなに、私、満田さんと立場が離れているとは思っていませんで、安全確保、これは政府答弁書に載っていますけれども、「施設の基本計画」だとか、あるいは「施設の安全、重大事故防止策」だとか、あるいは「外部事象における損傷防止策」、これ、口頭になって恐縮ですけれども、こういうものが「立地および建設計画」の例示として今拡充する方向で検討している。そういう意味では、今回考えている修正により、かなりの部分が意思決定前に確認という形になることを想定しているわけですね。

他方、「緊急時の準備と対応計画」の所についてわれわれが思っていますのは、その例示として、われわれ、「通知、避難に関する計画」と「保安に関する計画」という表現で考えているわけですけれども、「通知、避難に関する計画」は国によって違うし、わが国においてもいろんなレベルがある。例えば、中央防災会議により「防災基本計画」というのは当然できていて、その防災基本計画の中で、防災知識の普及、緊急事態応急対策拠点施設の指定、緊急時モニタリング体制の整備など、ある程度の準備や情報公開はされているんですけれども、他方、事業者の「防災業務計画」というのは、保安規定の認可申請までに作成ということであるし、原子力安全条約の話になりますけれども、これも、いわゆる運転の前に「緊急事態計画」ということなので、そこを一律われわれの意思決定前ということとやるのは実効性に欠けるんじゃないかなと思っていますところでは。

そもそものつくりとして、コメントいただいた中にモニタリングがありましたので、われわれ、意思決定のときも確認をするし、モニタリングもしていくという構成で考えているところなので、その2段階のわれわれの確認の中で、全体として適切な情報公開がなされることを、われわれは担保していきたいと思っています。これは、そんなに満田さんがおっしゃっていることと違わないんじゃないかなと、実は思っているんですけれども、ただ、一つあるのは、わが国の例を中心に申し上げましたけれども、国によって違う所があるので、そういう意味では、日本の政府はこうなので、みんなそのとおり、という形としてしまっただけは、実効性に欠けるんじゃないかなと思っていますところでございます。

【司会】 ご意見、ご質問等ある方、挙手をお願いします。どうぞ。

【福島老朽原発を考える会 阪上】 福島老朽原発を考える会の阪上です。一つはお願いしたんですけれども、もう少し会合の時間を空けていただいて、こういう発展性を考えているということであれば、ぜひ事前に文書でいただいたほうが出しやすいと思いますので、そういう形で努めていただきたいということと、それから、個別の案件については、ここでは議論しないということですけども、新聞報道等を出されてしまうようなものについて、本会合とも関係のあることについては、随時、ご説明いただきたいと。

私も原発の問題で、電力会社の皆さんとか、あるいは政府の皆さんとお話し合いをする

機会がありますけども、例えば、今回の案件のような形で出た場合には、釈明がなかったので、私は釈明がないことも、それはちょっとご検討いただければと思います。

それから、今日の内容については、私も細かい所がなかなか入らなくて、基本的なところだけ意見を述べさせて、今日のところはいただきたいと思っています。前書きの所で、福島第1原子力発電所事故の教訓を踏まえてという1文を入れていただくということでしたので、それは非常にありがたいと思っています。ただ、ちょっと説明しておきたいのは、まず、安全を優先するというのは、当然、原子力に関わる何か事を行う場合には、私ども、これは当たり前なことだと思っていまして、ただ、ここで安全が優先というの、何に対して優先かという、経済性に対して優先っていうことになると思います。そこら辺は皆さんの銀行なり保険のお仕事の立場から言うとなかなか難しい所ではあると思うんですけど、そこはやっぱり、例えば、どちらを優先すべきかといったときには安全面を優先すると。両方が同じ方向を向いていればいいですけども、対立するときもあるわけです。

それに加えて、福島の教訓をと言っているのは、安全の質も問題があるということです。安全優先でやってきたんですよ、ずっと。それでも福島の事故は起きてしまった。これは二度と起こしてはいけないというところで、じゃあ、どうすればいいのかといったときには、やっぱり安全の質が問題になる。どういうレベルの安全を要求するのか、どういうレベルの安全を確認しなきゃいけないのかという、そういうところですので、だから、安全優先を入れれば済む話ではないと思っています。

それから、福島の文言については、会合でNGOの人に言われたからじゃなくて、これは関係者全ての人が、原子力に関わる何かをしようと思うなら、当然、それは頭に入れなきゃいけないことで、それができないなら本当にやめたほうがいいです。本当に一からやめてください、全部白紙にしてくださいと、JBIC/NEXIは原子力に関わりませんと宣言してくださいと、そういう話です。そういう意味では、NGOの誰かに言われたから取りあえず入れましたじゃなくて、じゃあ、どういう安全のレベルが問題になっているのか、ぜひしっかりと、少なくとも規制当局の状況等を踏まえて勉強して、それをいろんな形で、縛りがかかるような形で反映していただきたいと。

この第2部の所で結構細かい話をしましたけども、そこは、福島を踏まない前と後で何が違うのかっていうのは、少し細かい所も含むんです。それで少し言うと、まず、外部事象については、どういう外部事象を想定するのかというのが重要です、非常に。融資先にも、自然災害がない時期とか、あるいはある時期、あるいは火山があるかないか、地震があるかないか、津波があるかないか、あるいは台風が来るかどうか、竜巻が発生するような場所なのかどうか、それから、森林火災が心配されるような所かどうか、いろいろ状況はあると思うんですけども、そこでどれだけの外部事象を想定するか。日本はそういう意味では外部事象が非常に厳しい場所ですけども、事故前も相当厳しい想定をしたつもりだったんですけども、でも、それを超える事象が起きてしまった。想定し得ない事象が起きてしまった。ただ、やっぱり想定し得るレベルってというのが問題になるわけです。だか

ら、この外部事象については想定をどこまでするのかっていうのが問題ですし、それから、重大事故については、重大事故を防止するだけじゃ駄目なんです。重大事故防止策しかなかったんです、日本は。だから、炉心損傷は起こさないようにします、格納容器の破損は絶対起きません。そしたら、炉心損傷が起きたときに対応ができなかったわけです。格納容器が破損したときになすすべがなかったんです。それが大きな教訓です。

そういう意味では、重大事故についてはただ防止策だけじゃ駄目です。それが起きてしまったときに対応できるかどうか、事故のさらなる拡大を防止するための措置を取れるかどうかというのが中身に関わってきますし、それから、公開の関係から言うと、それも話にあったように、単に審査結果が公開されるだけではなくて、審査の過程そのものが公開されるようになったのが大きな違いですので、それでもう一度、福島原発事故を踏まえてというのを、どうすればその中身が体现できるのかというのをぜひお考えいただいて、盛り込んでいただきたい。

その場合に、先ほどの佐藤さんのお話ですと、何か相手方、相手国の公開を促すためにというような、そういうお話に聞こえたんですけども、まず、指針はこの関係者で、特にJBIC、NEXIさんを、第一義的にはこういうことをやりなさいという、そういう趣旨であると思っていますので、そういう意味では、今日の前段の話ではないですけども、やはり、本当に安全を優先できるのか、福島の事故を踏まえることができるのかということと、どれだけ中身を公開されているかどうかだけでも、単に、「はい、この情報が公開されています」と言うだけでなく、この情報がない、ある、この点についてちゃんと公開されていない、あるいは、そもそも考慮をされていないとか。そうなってくると、本当に、先ほどの融資の判断にも関わってくると思いますので、そこら辺を含めて、誰が対応していても同じように、そういった姿勢で対応できるようなものにするためにも、細かい所も含めてしっかりと入れていただきたいということです。以上です。

【司会】 ご意見、ありがとうございます。JBIC、NEXIから、最後のご指摘に関して、簡潔に何かありますか。

【国際協力銀行 大矢】 阪上さん、ありがとうございます。文書で示してほしいというのは、次回会合の前にちょっと時間を置けるような形で出すことを考えたいと思います。

それから、二つ目、個別案件うんぬんですけれども、これは繰り返しになりますけれども、個別案件を議論する場ではないと思っておりますので、当然、釈明とか、そういう場ではないと思っております。

前書きの所ですけれども、福島の文言を入れると。阪上さんのお立場、非常によく分かるし、個人的に共感する部分も多いのですが、安全確認と情報公開に関する政府との役割分担論から来て、何をどこまで入れるのが適切なのかという議論がある中で、福島という言葉を入れさせていただこうと事務方としては思っているということでございます。福島

という言葉の背景にある大事なポイントは、今の阪上さんのお話は非常に勉強になるし、また共感する所が多かったということは申し上げさせていただきます。

外部事象の関係で、事故を起こさないだけでなく、それが拡大しない、要するに、事故が起きるという前提でおかなきゃいかんという点、これは大事な視点だと思っております。安全そのものはわれわれの分担じゃないけれども、情報公開の観点からも、拡大防止策の情報公開を例示として取り込んでいくことを検討したいと思っております。

口頭で説明した修正の方向につき次回会合の前に文書で示すということをお話しさせていただきましたけれども、ごめんなさい、私から質問になってしまいますが、満田さんがおっしゃった点、つまり、われわれはこの前のコメントを受けて、内部である程度調整をして、ちょっとフェージングして、意思決定前に情報公開できるものはその旨を示す形で考えようとしているんですけども、ただ、先ほど、フェージングより元の形のほうがいいというお話もあったと思うんですけども、そこはそういうご意見でしょうか、すみません。

【司会】 お願いいたします。

【FoE Japan 満田】 すみません、言い過ぎました。ただ、阪上さんが言うように、今日はたくさんの項目について同時並行的にやり取りして、私たちが詰めた議論ができていない部分もあるんです。ぜひ、国会の答弁書なんかもう一度見ていただきまして、ご検討いただきたいと思います。

それから、適切という言葉で見てしまうことが多すぎるんです。例の90日議論についても、1日前だったら適切じゃないからとおっしゃいましたけど、要は、私たちとしては、あるいは事業者としても、恐らく借入人としても、予見可能性ですよ。いったいこのガイドラインは何を求めているのかということがある程度具体的じゃないと、今、大矢さんや佐藤さんをはじめ、この議論に加わっている方々が、いやいや、これは1日前は適切じゃないんだとおっしゃるかもしれませんが、後々、これを引用する人たちが、いや、特に時期については書いていないから1日前でいいんだと思うかもしれないじゃないですか。だから、適切という言葉に多くを盛り込み過ぎちゃっているのが曖昧なんだと思うんです。

だから、情報公開の期間とかタイミングについてはぜひともご検討いただきたいですし、その他についても、私たちもなるべく努力して、なるべく早いタイミングで文書で出すことも考えますので、ちょっとご検討いただければと思います。

IFCのリクワイアメント、IAEAについても、次回の会合の場には、資料が多くなってあれですが、ぜひ、参照するものはこれだということを、あるいはそのリンクでもいいので、資料の所にアップしていただけるとありがたいです。私たちとしても、本当はもっときちんとIFCとか勉強できればよかったんですが、時間的な問題もあり、事前に参照すること

ができなかったんで、今日は詰めた議論ができていない部分もあるので、ぜひご検討ください。

【司会】 それでは、お時間がまいりましたけれども、簡潔に、本日、申し上げ……。どうぞ。

【大磯エネシフト 岡部】 皆さま、ありがとうございます。大磯エネシフトの岡部です。私、福島出身ですので、どうしても、もう一度一言申し上げたい。原発を今から輸出して、経済的なリスクも、倫理的にも、本当に何もかも見合わないのに、なぜこんな話が今も続けられているのか、私は理解ができませんし、こちらには企業の皆さんもいらっしゃいます。恐らく、一人一人はこんな状況で原発なんか輸出しても、途中で駄目になるに違いないって、皆さん、思っただらっしゃるはずですよ。世界の人は知らないはずはないはずですよ。RE100 というような取り組みが進んで、再生可能エネルギーにみんな進んでいる。

その中で、原発事故を起こした、そして広島、長崎を経験した日本が原発をこれから輸出する、こんなばかげた話は全くあり得ないと思いますし、イギリスもブレグジットでぐちゃぐちゃなことになっています。日本も、安倍総理は人柄が信頼できないとって、国民のほとんどが信頼していないような状態です。そういった方たちが決めたことに唯々諾々と従っていいのか、どうか皆さん、本当に考えていただきたい。福島から学んで、福島から変える、日本から変える、そうあっていただきたいと心から願っています。ありがとうございます。

【司会】 ご意見、ありがとうございます。それでは、最後に JBIC、NEXI より補足すべき点があればお願いします。

【国際協力銀行 大矢】 特段ありませんが、今日、議論は当然、尽きておりませんので、次回、また設定させていただきたいと思います。メール等、いつものコミュニケーション手段で次回の日程等をご連絡させていただきます。その前に、紙で議論の材料を提供させていただくことを検討したいと思っております。お忙しい中、ありがとうございました。

【司会】 以上で第9回コンサルティング会合を終了することとさせていただきます。お時間超過いたしまして申し訳ございませんでした。本日はお忙しい中ご参集いただき、ありがとうございました。

(了)